

平成 23 年度 決算概要

一般会計最終予算は

327億6,299万円

◆一般会計決算

平成23年度の一般会計最終予算は、327億6,299万円(うち、前年度からの繰り越し分が18億3,026万円)、決算額は、歳入333億1,247万円、歳出303億538万円となりました。

◆特別会計決算

市には、一般会計のほかに国民健康保険、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療の独立した会計があり、市民生活の向上を目的に事業を進めています。これを特別会計といひ、国の補助金や税金、使用料、保

◆水道事業会計決算

除料、一般会計からの繰入金などで運営しています。水道事業は、安定した水を供給することに努め、加入促進を図っています。平成23年度末の給

水戸数は5,919戸、給水人口は17,767人、普及率は68.73%となっています。このような事業に使いました

- 小・中学校施設整備改修事業(188,556千円)。
●(仮称)21住区保育所用地取得事業(179,008千円)。
●企業誘致推進事業(144,406千円)。
●(仮称)中央駅前地域交流センター整備事業(429,724千円)。

◆言葉の説明【歳入】

Table with 2 columns: Category (e.g., 市税, 国・県支出金) and Description (e.g., 個人市民税, 法人市民税, 固定資産税, 軽自動車税など)

◆言葉の説明【歳入】

Table with 2 columns: Category (e.g., 民生費, 教育費, 総務費) and Description (e.g., 高齢者・障害者・子どものための福祉や、生活保護などの経費)

■一般会計 歳入

Table with 3 columns: Category (e.g., 市税, 地方譲与税), Income (e.g., 159億5,954万円), Total (333億1,247万円)

■水道事業会計

Table with 3 columns: Category (e.g., 収益的収支, 資本的収支), Income/Expense (e.g., 6億8,958万円), Total (8,273万円)

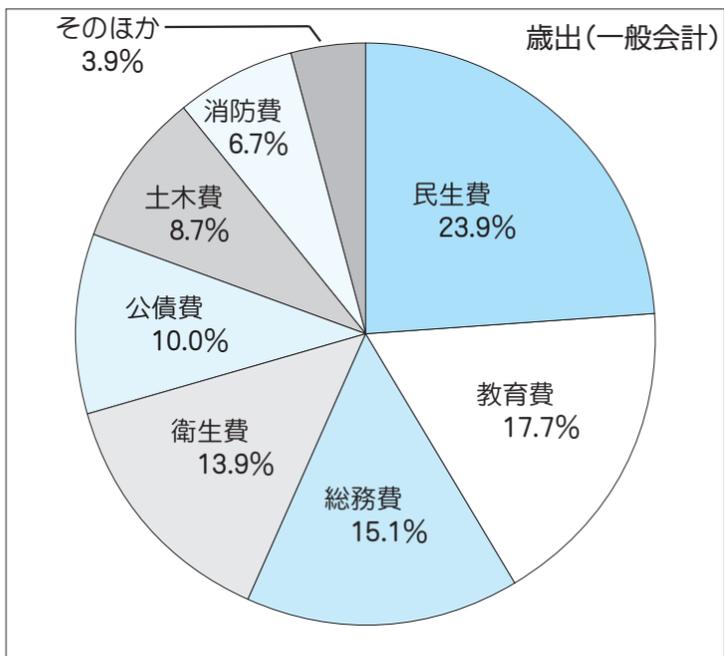
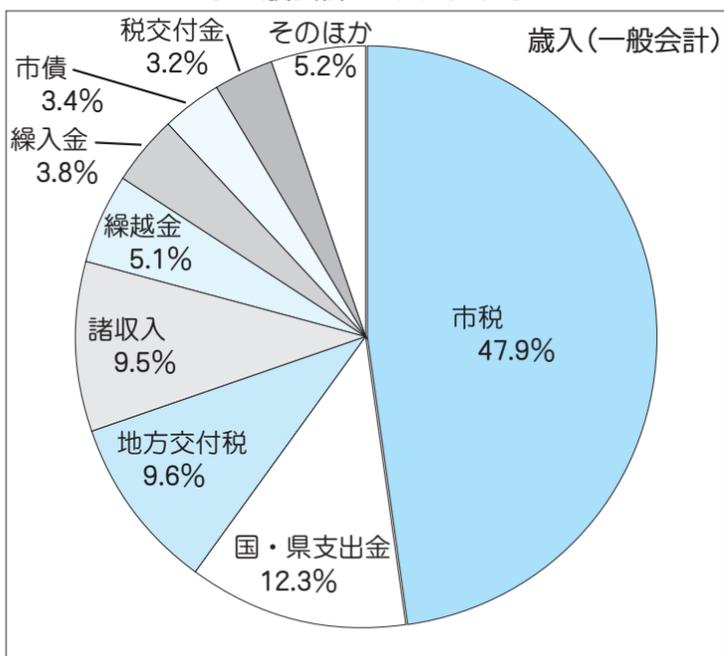
■一般会計 歳出

Table with 3 columns: Category (e.g., 議会費, 総務費), Expense (e.g., 3億8,380万円), Total (303億538万円)

■特別会計

Table with 3 columns: Category (e.g., 国民健康保険, 下水道事業), Income/Expense (e.g., 72億5,856万円), Total (4億8,008万円)

◎一般会計のあらまし◎



健全化判断比率および資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、印西市の平成23年度決算に基づく「健全化判断比率」と、公営企業の経営状況を示す「資金不足比率」を算定しました。

◆健全化判断比率

健全化を判断する指標として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標がありますが、印西市の比率は表1のとおり、いずれも早期健全化基準を下回

◆資金不足比率

資金不足比率は、表2のとおりで、水道事業会計・下水道事業特別会計ともに、資金不足額がなかったため、数値化されませんでした。

◆総括

今回公表しました健全化判断比率などにおいては、すべての指標について早期健全化基準を下回っていますが、今後も人件費の削減や事務事業の見直し、使用料・手数料の見直し、施設の整理統合と有効利用など、効果的、効果的な財政運営に努め、市民のみなさんが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

◎表2 資金不足比率(公営企業会計)◎ (単位:%)

Table with 4 columns: Description (e.g., 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率), Accounting Name (e.g., 下水道特別会計), Fiscal Year (平成23年度), Ratio (20.0%)

※1...標準財政規模は地方公共団体の通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示すものです。
※2...実質公債費比率は、3カ年平均の比率です。
※3...赤字額および資金不足額がないため、「-」(該当なし)と表示しています。
※4...①~④のいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を定め、自主的な財政の健全化を進めていかなければなりません。
※5...①~③のいずれかが財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を定め、国の監視のもと、財政の健全化を進めていかなければなりません。
※6...資金不足比率が経営健全化基準を超えると経営健全化計画を定め、計画的な経営健全化対策に取り組まなければなりません。
※7...将来負担比率は、将来の財政悪化を示唆するものであるため、財政再生基準は設けられていません。

◎表1 健全化判断比率(4指標)◎ (単位:%)

Table with 5 columns: Indicator Name (e.g., ①実質赤字比率), Indicator Content (e.g., 一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率), Fiscal Year (平成23年度), Early Soundness Standard (12.53), Fiscal Regeneration Standard (20.00)